

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 給与過払い分を給与から控除するには —

Q: 先月の給与計算で誤って給与を過払いしていたことがわかり、過払い額を今月分の給与で清算したいと考えています。当社では賃金控除に関する労使協定を締結していませんが、労使協定がなくても給与から控除してもよいでしょうか？

A: 労働基準法で定める賃金の全額払いの原則には下記の2つの例外があります。

①法令に別段の定めがある場合

例：給与所得の源泉徴収、社会保険料の控除

②労使協定（監督署への届出不要）がある場合

例：購買代金や社宅・寮など福利厚生費用、社内預金・組合費など事理が明白なもの

上記②の労使協定に「賃金の過払い部分について翌月の賃金から控除する」等の内容が含まれていれば給与からの控除が可能になりますが、労使協定がなくても、

＊過払いの時期と賃金の清算調整時期が近い

＊あらかじめ労働者に伝えている

＊過払い分の清算額が多額にわたらない

という要件を満たしていれば給与からの控除を認めるとする判例があります。

また、「労働者が自由な意思に基づき控除に同意したと合理的・客観的に認められれば賃金の全額払いの原則に反しない」とする判例もありますが、労働者が真意に反さない自由な意思に基づいて同意していたかどうかは厳格かつ慎重に判断しなければならないとされています。

過払い給与の返還にあたっては、返還の方法にかかわらず、労働者の方に個別に同意を得ることが大前提です。過払い額を伝えるとともに丁寧に説明をする必要があります。



2022年
6月号

法改正ニュース

— 在職老齢年金の支給停止額の見直し — (令和4年4月～)

◎65歳未満の方の在職老齢年金の支給停止額
(変更前) 28万円

→ (変更後) **47万円** ※65歳以上の方と同額

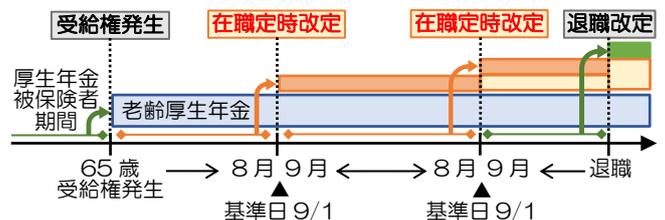
— 老齢厚生年金への在職定時改定の導入 — (令和4年4月～)

厚生年金に加入する**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金の受給者に**在職定時改定**制度が導入されます。

(従前) 65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定

→ (在職定時改定制度)

基準日(毎年9月1日)に厚生年金の被保険者である**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金の受給者について、**前年9月～当年8月まで**(令和4年10月分については65歳到達月～令和4年8月まで)の**厚生年金加入期間**を算入し、**基準月の翌月(毎年10月)**分の年金から改定(※改定により在職老齢年金の支給停止額が変更となる場合があります)



最近のニュースから

一定台数以上の白ナンバーを保有する事業者にもアルコール検査義務付け

警察庁は、自社製品の配送などで「白ナンバー」の車を一定台数以上使用する事業者に対して、アルコール探知機による酒気帯び確認を義務づけると発表した。当初の予定では4月からの実施であったが、事業者等から準備が間に合わないとの意見が寄せられたことから、10月に変更となった。